

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案の概要

令和5年10月2日

デジタル庁戦略・組織グループ戦略企画チーム

1. 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル規制改革推進の一括法」という。）により新設された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第16条では、「国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない」旨を規定している。

当該規定内容を踏まえ、デジタル手続法第3条第12号に規定する「手続等」（以下単に「手続等」という。）におけるデジタル技術の効果的な活用を推進するため、デジタル手続法主務省令の改正を行う必要があり、その中において関係省庁等の共管である「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の改正を行うものである。

2. 内容

- (1) 行政機関等が作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化（フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定への対応）
 - ① 個別法令における「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製」との規定に基づき電磁的記録により作成等を行う場合にクラウドサービス等の利用などデジタル技術の進展を踏まえた適切な方法によるべき旨を規定する。（第13条第2項関係）
 - ② デジタル技術の進展を踏まえた適切な方法による作成等を行うべき旨を明確化するためのただし書を追加する。（第13条第1項関係）
 - ③ 特定の媒体の種類を示す文言から技術中立的な規定ぶりへの改正を行う。（第13条第1項関係）
- (2) 行政機関等が処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和
 - ① 電子署名の定義に政府認証基盤（GPKI）の官職証明書及び地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名を追加することで、電子署名法第

2条第1項の定義に該当するか否かに関わらず処分通知等のデジタル化においてこれらの利用が可能であることを明確化する。(第2条第2項関係)

- ② 現行の規定では、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名については電子署名法第2条第1項の定義に該当する場合であっても利用できないため、電子証明書の添付に係る規定を削除し、立会人型電子署名の利用を可能にする。なお、電子証明書の作成を前提とする当事者型電子署名も引き続き利用可能である。(第9条、第14条第2項関係)

3. 施行日

公布の日（令和5年12月予定）